

# 福祉医療機構

## 貸付中心に8事業1業務を展開

大和総研金融調査部  
主任研究員 菅野 泰夫



### 福祉医療支援の専門店として ワンストップで支援

福祉医療機構（機構）は、福祉の増進と医療の普及向上を目的として独立行政法人福祉医療機構法に基づき設立された法人である（厚生労働省所管）。1954年に設立された社会福祉事業振興会と60年に設立された医療金融公庫の統合で85年に発足した社会福祉・医療事業団が、03年に独立行政法人に移行し現在に至る。その後、10年に国が実施した行政刷新会議の事業分け等の独立行政法人改革のなかで「独立行政法人の制度

及び組織の見直しの基本方針」

が閣議決定され、機構は14年4月に中期目標行政法人（主務大臣が示す中期目標達成のため自主性を発揮し効果的な事業実施が期待される法人）への移行が予定されている。

機構は小回りのきく福祉医療支援の専門店として次の8事業1業務をワンストップで一体的に展開している。

①社会福祉施設や医療施設の設置等のために必要な資金を融通する貸付事業

②これら施設から提出された事業報告により蓄積された財務データ等を活用した経営診断・指

導事業

③福祉保健医療に関する情報をインターネットを通じて総合的に提供するWAMNET事業  
④NPO等による福祉活動に対して助成を行う社会福祉振興助成事業

⑤社会福祉施設における人材の確保・定着を支援する退職手当共済事業

⑥障がい者が親の死亡後も安定した生活が送れるよう年金を支給する心身障がい者扶養保険事業

⑦厚生年金等の受給者に医療費等の一時的に必要な小口資金の貸付けを行う年金担保貸付事業

および⑧労災年金担保貸付事業  
⑨年金住宅融資等の債権管理・回収を行う業務

### 施設建設費などを

### 3兆円の福祉・医療貸付残高

前述のなかでも機構の中核をなす福祉医療貸付事業は、財政融資資金からの借入れと財投機関債によって貸付原資を調達している。11年度末の融資残高をみると福祉貸付が1兆5174億円、医療貸付が1兆6849億円の計3兆2023億円。一般的に社会福祉施設の立ち上げには国や地方公共団体による補助があるものの、社会福祉法人等にはある程度の自己資金が求められる。福祉貸付は設置・整備資金として、特別養護老人ホーム、保育所等を運営する社会福祉法人等に自己資金の一部を融資している。また、医療貸付では、病院、診療所、介護老人保健施設等の設置・整備に必要な建築資金、経営安定化に必要な

な運転資金を医療法人等に融資している。社会福祉法人は非常営利で概して事業規模も小さく、財政基盤が脆弱という課題を抱える。また、医療法人も医療法により配当の禁止や広告の制限等の制約があるうえ、診療報酬や介護報酬といった公定価格で収益が決定するにもかかわらず、設備に係る多額の初期投資が必要で民間からの資金調達には限界があるとされる。

医療貸付の具体的事例として、60床規模の脊椎疾患専門病院を開設しようと、機構に相談があった勤務医に対する病院建築資金の融資案件を紹介したい。ドクターには独立するに当たり病院経営の経験がないことから、融資相談に加えて病院経営に関するアドバイスもあわせて実施した。具体的には、患者確保のための受療動向、罹患率、周辺施設の状況等の客観的なデータに基づき経営計画を検証。多くの病院で課題となっている

看護師の確保では、他法人の事例を参考に給与水準の適正性、採用予定人数、採用ルートをも具体化した採用計画を策定支援した。収支面では、機構の保有する既存借入先の財務データと比較することで、患者単価など著しく現実と乖離した数値を修正し計画に反映させた。なお、融資相談ではドクターの勤務時間を外すなどの配慮も欠かさなかつた。同院は開業3カ月で病床稼働率40%、9カ月後には80%を達成できる見通しという。

また、機構では東日本大震災で大きな被害を受けた施設に対する災害復旧支援にも取り組んでいる。たとえば、沿岸部のある社会福祉法人は、特別養護老人ホーム、認知症グループホーム等の施設が流出するなど甚大な被害を受けた。機構はただちに現地に赴き被害状況を確認するとともに、別の地域に移転する土地購入費用も含めて災害復旧資金として融資が可能である

ことを伝えて、復旧計画の策定を支援した。その際には、地方公共団体や地元関係団体との情報交換を通じて、地域の金融機関の被災状況なども把握したうえで、機動的な融資を行った。

### 年金担保貸付は 年金受給者を支援

年金・労災年金担保貸付も機構の重要な機能の一つだ。年金担保貸付は財政融資資金の借入れは行わず、財投機関債により貸付原資を調達する。労災年金担保貸付の貸付原資は政府からの出資金であり、借入れ等は行っていない。これらの貸付けは、厚生年金保険、国民年金、労働者災害補償保険の各制度の年金受給者に対し、一時的な出費（医療・介護・住居・冠婚葬祭等）などに必要な小口資金を低利で融資し生活を支援するものだ。厚生年金保険法、国民年金法、労働者災害補償保険法により、年金受給者を担保に供す

ることは禁止されているが、機構の年金担保貸付は例外として認められているため、民間との競合はない。高齢者に対する民間金融機関の融資審査はハードルが高いといわれており、年金担保貸付は高齢者が一時的に必要な資金を融通することができるツールとして、公益性の高い事業といえる。

今年7月末に閣議決定された「日本再生戦略」では、医療・福祉分野が新たな成長を目指す重点的分野と位置付けられた。機構は政策金融として国の施策と連携し、介護基盤の緊急整備、待機児童の解消を目指す保育所整備、病院等の耐震化整備など、民間金融機関では融資がむずかしい社会福祉施設や医療施設等に対し長期・固定の資金を提供することが今後も大いに期待されている。その際には福祉医療に関する多様な事業を一体的に実施していることも大きな強みになるだろう。

